

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人事業者の盗難損失

Q：私は貴金属の小売店業を営む個人事業者です。先日、店に泥棒が入り現金70万円と150万円相当の商品が盗まれました。この場合の損失は、事業所得の金額の計算上必要経費に計上できるのでしょうか。なお、商品に対する保険金120万円を受け取りました。

A：個人事業者の盗難損失については、以下のことを参考にしてお取り扱い下さい。

(商品について)

①商品などの棚卸資産が、災害・盗難・横領により生じた損失の額は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。損失として計上しなくても年末に実地棚卸をすることにより自動的に売上原価に算入されます。

②盗まれた商品が返還された場合は、その時点で返還された商品の価額を仕入れに計上し、同額を総収入金額に計上します。

(受け取った保険金について)

その受け取った年の事業所得の総収入金額に計上します。

(現金について)

原則的には、事業所得の必要経費に計上するのではなく、雑損控除の適用を受けます。しかし、事業用の現金であることが客観的に明らかである場合には、事業所得の必要経費に計上してもかまいません。

